

令和4年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月16日
午前10時00分開会
於 議場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第 2号 氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第17 議案第15号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第19 議案第17号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第20 議案第18号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第21 議案第19号 令和4年度氷川町一般会計予算について
- 日程第22 議案第20号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第21号 令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第22号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の一部変更について
- 日程第27 議員派遣の件
- 日程第28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 同意第1号 氷川町副町長の選任について
- 追加日程第2 同意第2号 氷川町監査委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 飯田 健二	2番 西尾 正剛
3番 木下 厚	4番 清田 一敏
5番 長尾 憲二郎	6番 吉川 義雄
7番 上田 俊孝	8番 三浦 賢治
9番 上田 健一	10番 松田 達之
11番 片山 裕治	12番 米村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山 早苗 書 記 小田 尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	岩本博美
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（米村 洋君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

- 議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。
これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、木下厚君。

- 3番（木下 厚君） 総務文教常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものをご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例8件、予算2件、その他1件であります。

当委員会は、3月10日、役場2階大会議室で、関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、昨年末に引下げる予定が6月に先延ばしてされて実施されるがその理由は何かの質疑に対し、「今回の改正は国の改正が行われた後での改正を考えていましたので、国の方針に従ったものです」と答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第5号「氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」では、「町税の賦課・調査・徴収のための個別訪問や差し押さえは月に何回くらい従事しているか、また改正により手当は上がるのか」という質疑に対して、「昨年の実績として、町税の賦課及び調査のための個別訪問が25日、徴収のための訪問が13日、動産の差し押さえに係る業務が21日となっています。支給内容の明確化について県からの指導により改正するもので、試算すると手当は減額になることが見込まれますが、今後の勤務実績により増額になる職員もあります」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第8号「氷川町フルタ

イム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」では、「これまで常勤職員と非常勤職員で育児休業取得に差があったのか、また第24条第2号の相談体制整備はどのような相談体制を構築するのか」の質疑に対して、「非常勤職員の育児休業取得の要件として1年以上勤務した者とあったのでその部分を削除するものです。また、相談体制は妊娠届があった時に育児休業の制度説明とその後の状況についての相談を受ける等、常勤職員と同様の取り扱いをします」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「氷川町消防団条例の一部を改正する条例について」では、「出勤報酬の考え方は」の質疑に対し、「現場に到着してからの活動時間と出勤者を分団長からの報告に基づき報酬を支給します」と答弁し、また「団員報酬の支給の在り方については消防庁長官や大臣通知、処遇改善検討委員会の報告に基づいた取り扱いを行ってほしい」との意見に対し、「消防団組織力や防災力の低下につながらないように慎重に協議を進めていきたい」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について」では、選挙費で「選挙運動用公費負担の減額の内容は」の質疑に対して、「町長選挙の候補者3名分と議会議員選挙の候補者18名分を計上していましたが、町長選挙は請求なし、議会議員選挙で自動車13名、ポスター14名、ビラ8名の請求及び、ハガキ利用による請求があり実績による減額です」と答弁がありました。

消防費では「災害対策費の土砂災害危険住宅補助金は全額減額されているが危険住宅の件数は把握されているか」の質疑に対し、「いわゆるレッドゾーン区域内の居住者が対象になります。危険区域内の居住の方には周知しています。今年度相談が1件あり検討されましたが、申請されませんでした」と答弁がありました。

教育費では「奨学金貸付金の執行は11%だが、何人か」の質疑に対し、「予算では大学生3名、高校生1名を予定していたが、大学生1名の請求でした。利用者はこの3年間で毎年1名ずつとなっています」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和4年度氷川町一般会計予算について」では、総務費の一般管理費について「区長業務委託料で区長への委託項目と委託業務に対する研修等はあるのか」の質疑に対し、「委託する業務内容は4月初めの区長会議で説明するが、町からの配布物の配布、町民への周知などがあります。また区長業務や業務以外でも困りごとについては町に相談いただくようお願いしていきます」と答弁がありました。

次に、「使用料及び賃借料に計上の防犯カメラの設置場所は」の質疑に対し、「地域の

安全安心を確保するため町内7カ所に8基を設置します。町内の事件、事故発生状況を参考に主要幹線道路及び主要町道の調査を行い優先順位を付けて選定しています。竜北西部小南側交差点に2基、宮原小北側交差点、宮原体育館南側交差点、氷川公園交差点、若洲公園周辺、氷川中北西側出入口、竜北東小正門周辺に各1基ずつとなります」と答弁し、「管理、運用等の規定を整備すると思うが、個人のプライバシー問題はどうか」の質疑に、「有事の際の証拠として活用し、早期解決のためにも必要と考えます、また犯罪の再発を抑止する効果もあると考えています。防犯カメラの運用は県の方針を参考に要綱を定め、プライバシーに十分配慮しながら運用していきたい」と答弁がありました。また、「地方バス対策補助金は合併当初から2倍になっている。路線数は減少し路線バスの町民に対するサービスは改善されていない。補助金支出に当たって、本町に合った路線や時間帯の提示等しっかりとした要望をするべきと思うがどうか」の質疑に、「バス会社に経営努力や乗車促進をしてもらえよう協議していきたい」と答弁がありました。

財産管理費では「修繕料の内容は何か」の質疑に対し、「庁舎施設の修繕200万円と機械器具の修繕40万は例年の計上で、庁舎のバリアフリー化のためのローカウンター設置に70万円を計上しています」と答弁がありました。また「委託料で町有林巡視委託料と町有林毎木調査委託料の内容は」の質疑に対し、「巡視委託料は、倒木や巡視道等の管理で、毎木調査委託料は町有林を1本ごとに種類・高さ・大きさ等を詳細に確認し、財産の適正な運用につなげるための調査委託です」と答弁し「外国産木材の高騰により伐採を検討してもらいたい、50年生は非常に高価な材木になる、伐採から搬出の経費等見通しを立てタイミングを逃さないようにしてもらいたい」との意見があり、「今回毎木調査を現実態と様々な状況を踏まえたうえで次のステップをどうすべきか検討していきたい」と答弁しました。

振興局費では「ペルー支援衣類送付業務の委託先は」の質疑に対し、「令和3年6月に収集した衣類がペルーの情勢不安定で送付できていませんので予算化したもので、前回と同じ海運会社への委託を予定しています。」と答弁がありました。

消防費の災害対策費で「需用費の新型コロナウイルス感染症対策消耗品費301万円の内容は」の質疑に対し、「コロナ対策交付金を活用し、避難所用の間仕切りで個人のプライバシー保護とコロナ感染対策を行うものです」と答弁がありました。

教育費の教育総務費では、「コミュニティ・スクール・ディレクターの業務内容は」の質疑に対し、「各学校や中学校区の拡大コミュニティ・スクールの活動調整や定期的な連携会議、広報活動などで、教育委員会に1名を配置しています」と答弁し、また「フッ化物洗口事業の内容とこれまでの効果・実績は」の質疑に「歯科衛生士2名で各学校を訪問し、フッ化物によるうがいや歯磨きの指導を行い、虫歯予防に取り組んでもらっています。虫歯予防は幼児期から高齢期まで必要で、その中の小・中学校の期間を学校教育課で取り組んでいるものです」と答弁がありました。

社会教育費で「委託料の文化財管理委託料の内容は」の質疑に対し「町内文化財の

管理業務として野津古墳群や沖塘樋門の除草、大野窟古墳の管理等で、シルバー人材センターや地元地区に委託しています」と答弁がありました。

歳入について、「町民税は前年度と比較して、個人は1,280万円増え法人は60万円の減となっているが、経済予測等どのように判断しているか」の質疑に対し「令和3年度当初予算は経済成長率がマイナス4.5%として算定したが、12月末で3.2%上向きとなっていることにより収納実績で予算計上しており、本町はコロナの影響はあまりないと考えています。法人については、資本金・従業員で計算する関係で区分が変更となり100万円単位で減額となることがあるため、所得割・均等割とも大きな減額ではないと思っています」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は質疑及び意見はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 産業建設厚生常任委員会の審査内容をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認2件、条例4件、令和3年度補正予算5件、令和4年度当初予算5件であります。

当委員会は、3月11日に関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第2号及び承認第3号の「専決処分報告及び承認について」は、浄化センター敷地内の下水道管路修繕に要する費用4,000万円を財政調整基金から一般会計に繰り入れ、下水道事業特別会計で修繕を行う費用については、本会議で担当課長から概要説明があったため質疑なく採決の結果、全員賛成で、承認すべきものと決しました。

議案第2号「氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について」の審査には、協議会の必要性や成年後見人の選任方法等、制度を利用する上での具体的な説明を求める質疑がありましたが、「社会の高齢化に伴い、判断能力を欠く状態の者が極めて多くなっているなか、成年後見制度の利用を促す目的で法律ができて、自治体においては5ヵ年以内に協議会を設置して制度を周知し促進するようとの国の方針である。メンバーには医師会、弁護士会、リーガルサポート等入ってもらい、オブザーバーに家庭裁判所にもお願いしている。町民の財産管理の観点からも制度周知を積極的に図り、他自治体の先進事例を参考にしながらも進めていきたい。なお、協議会活動の進め方が明確になった後、改めてこの協議会の役割や仕事内容について、議会に

は説明したい」との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、子どもに係る被保険者均等割額の減額についての質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号「氷川町下水道条例の一部を改正する条例」には、委員から、提案された下水道使用料金のアップ率がどのようにして算定されたかに対し、「汚水処理原価1トン当たり185円必要であるが、現在はかなり低く抑えられているため経営改善が必要である。今後状況を見ながら4年ごとの見直しをしていきたいが、今回は1トン当たり160円に設定した。今回の管路工事費用にしろ、今後の維持管理を考慮するとやむを得ない、仕方がない。」といった意見がありました。また、10月施行までにどういった広報手段で住民の理解を得る考えかに対しては、「区長会、広報誌やチラシ配布を考えている」との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号「氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、質疑や意見はなく採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号「令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）」は、まず、農業委員会費の報酬が453万円も減額するため説明を求めたところ、「氷川町は農地の集積が高く、成果ポイントの達成に至らず成果実績部分を減額補正するもの」また、今年度解消した荒廃農地はどの程度か、については「農業委員、適正化推進委員の働きで2ヘクタールは減ってきている」と答弁しました。

次に、生ごみ処理機購入助成金が276万円減額されているが実績はどうか、に対し、「今年度は、生ごみ処理機が10台、コンポストが20台である」また、職員の普及率は把握しているのか、に対し、「概ね半分である。今後更に職員の理解を深めたい。」と答えました。その他、農業振興該当部分では、新規就農者とその認定状況、農業元気づくり支援事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金が減額となった経緯について、また新型コロナウイルス感染症対策支援金の930万円減額や多面的機能支払交付金1167万円減額についての質疑、林業振興費では有害獣防除柵等助成金と有害獣捕獲事業補助金減額の質疑に対し、減額とした理由の答弁がありました。また、「特に近年は鳥の被害が著しく、県、JA、八代市、氷川町の4者で組織する協議会を中心に、八代地域全体で対策を講ずる必要がある。ドローンを使っての対策やレーザー装置による対策なども、効果が認められると、今後補助対象の検討も必要」と答弁しました。

また、商工費の減額補正に関しては、創業支援・事業所等整備促進事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対策応援金の減額補正について、具体的な執行状況等の質疑には、結果と減額とした理由の答弁がありました。

土木費の減額補正に関しては、危険ブロック塀等安全確保支援事業の200万円減額に対し、当初予算で計上されるものの、毎年全額減額となる理由については、「社交金事業である。今年度は相談が2件あったが、国が定める基準を満たさず断念された」との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第3号について」、議案第16号「令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算第2号について」、議案第17号「令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算第3号について」、議案第18号「令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」は、特に質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和4年度氷川町一般会計予算について」は、都合上、細々の質疑や意見は割愛し、主な4点に絞っての報告といたします。

まず、第1点目、民生費、社会福祉費では、一般質問でも取り上げられた高齢者等福祉タクシー事業の300万円計上について、今年度の財源とこれまでの利用率、対象者の緩和についての質疑に対して、「これまで町単費で行ってきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金から150万円程度充当する予定。利用率は概ね70%で推移したこと。対象者は、今年度はこれまで通りとし、実施したアンケート調査の結果も参考としながら検討していきたい。今後も必要な事業として担当課としては予算要求をしていきたい」と答弁しました。

次に2点目、児童福祉費の竜北西部学童保育所建設工事請負費及び工事監理業務委託料については、坪単価が極めて高い設計額に見えるが、監理業務内容の説明要求に対し、「国が示す公共建設工事標準単価積算基準に基づく設計額であること。建築工事及び監理業務ともに国庫補助の対象事業であるため、会計検査の対応が必要である。また、監理業務は設計図書通りの部材の納入や工事の進捗状況把握が主な業務である」と答弁。また、工事の入札に当たっては、地元業者に限ることなく、広く一般競争入札で実施するようとの要望もありました。

3点目の農林水産業費、水産業振興費の負担金補助及び交付金では、まず、竜北漁協の合併協議の状況は現在どうなっているのか、に対し、「令和2年から千丁、八代、鏡、竜北で漁協合併の協議が行われていたが、八代の一部から見送りもあり、竜北漁協も合併しないこととなった」また、竜北漁協組合員の資格審査が適切に審査されているのか。熊本県産アサリ問題もある、ハマグリも含めて、県、町、漁協が一体となって漁業振興に努めるべきだ、に対しては、「組合員の資格審査には、担当者と課長が出向き、仕切り書や売上伝票等の書面から90日以上要件を確認している。今後の漁業振興に当たって今後は、ブルーツーリズムや一般開放など進めて漁協収益向上のため支援していきたい」と答弁しました。

4点目では、商工費、商工業振興費の企業立地促進補助金の1,980万円について

ては、債務負担行為で令和8年度まで約1億円の限度額とあるが、どのような事業所が対象か、に対し「町内に工場等を新築や増設を行う事業所に、投下固定資産、新規従業員雇用、公害防止措置の条件のもと、5年間に分けて補助を行うもの。」また、地元雇用者の面や氷川町産のもち米をいくらかの割合で使ってもらう等の手立にはあるのか、に対しては、「雇用面では、状況によって製造ライン増加も期待できて、その際は地元からの雇用という会社の意向である」と答弁しました。

議案第20号「令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算について」、議案第21号「令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について」、議案第22号「令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算について」、議案第23号「令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について」は、特に主だった質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第2、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

○議長（米村 洋君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第3 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第3、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題

とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。たがって承認第3号は、委員長報告のとおり、承認されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第2号、氷川町成年後見制度利用促進協議会の設置条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第4号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第6号、氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第7号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第8号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第8号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第9号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第9号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第10号、氷川町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第11号は委員長報告のとおり、可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第12号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第12号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議案第12号氷川町下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、下水道使用料を改定するものです。今回の料金改定で、宮原地区と竜北地区との料金体制が統一をされます。そのために、これまでと比べて、宮原地区の場合は、132.7パーセントに引き上がります。竜北地区の場合は、116.8パーセントに上げられます。現在、下水道使用料を月2,000円払っている家庭で試算すると、宮原地区は月2,650円、この上げられて、1年間で計算しますと、7,840円の負担増です。竜北地区の場合は、年間で3,960円の負担増となります。宮原地区は、竜北地区の約倍の負担増となってきます。

初日、提案された後の質疑で、下水道処理に1立方メートル当たり185円の費用がかかっているとの説明がありました。また、一気に上げることについて、執行部は、激変緩和を考えて、今回、185円にはしなかった。一気に上げることはしなかったと言われました。私も、今のままの料金体制でいいとは思っていません。

処理にかかる経費にふさわしい料金設定は必要だと考えております。

今回大きな引上げになったのは、これまで、料金改定を見直してこなかったこと。この点については、私は、反省がいます。今年になって、原油高騰、また、ウクライナ問題もあり、燃油、食料品、相次いで値上げがされています。下水道料金も、今年、10月から上げられます。

しかし、30パーセント以上上がる、というのはあまりありません。私は、一気に

上がるということで、宮原の地区の人たちから、これはもう少しどうにかならないかと、こういう声をたくさん聞きました。ぜひ、激変緩和措置の必要があると私は判断いたします。

よって、議案に対し反対をいたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 私は賛成の立場で討論いたします。

これまで料金の見直しもしてないのが原因と分かっていますので、今回、諸事情がある中で、今から、導水管等も含めたいろいろな回線、修理等もかかってまいります。その際に、今後、更に、また、料金値上げが1度に来たら、町民の負担が大変ふえるだろうと思いますので、今回の料金、値上げに対して賛成の立場で答弁といたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 私も賛成の立場で討論させていただきます。

持続可能なこの町を継続していくためには、今回の段階的な値上げは仕方ないと思います。ここで、段階的に上げていかないと、私たちの子、孫の世代になったときにどれだけの受益者負担になるのかは計り知れないと思いますから、段階的なこの値上げに関しては、賛成として立場をとらせていただきます。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第13号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第15、議案第13号、氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の中で起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第13号は委員長報告のとおり、可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（米村 洋君） 日程第16、議案第14号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第15号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第17、議案第15号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第16号 令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第18、議案第16号、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第17号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（米村 洋君） 日程第19、議案第17号、令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2条 議案第18号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第2条、議案第18号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第19号 令和4年度氷川町一般会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第21、議案第19号、令和4年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第20号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第22、議案第20号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第21号 令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第23、議案第21号、令和4年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第22号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長(米村 洋君) 日程第24、議案第22号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米村 洋君) 起立多数です。したがって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第23号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長(米村 洋君) 日程第25、議案第23号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第24号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び

規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第26、議案第24号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 同意第1号 氷川町副町長の選任について

○議長（米村 洋君） ただいま、町長から同意第1号及び同意第2号が提出されました。お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号及び同意第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、同意第1号、氷川町副町長の選任についてを議題とします。

ここで副町長、平 逸郎君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号について、ご説明をいたします。

次のものを、氷川町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

住所 熊本県八代郡氷川町宮原700番地6、氏名 平 逸郎、生年月日 昭和33年2月21日生まれでございます。

同氏は、平成26年4月より現職にあり、誠実にその職務を遂行されております。私の補佐役として、適時適切なアドバイスをいただいております。円滑な行政運営に資するとともに、職員有志における政策研究会を立ち上げ、町政課題に対する調査研究及び提言を行うなど、その成果は顕著なものがございます。温厚誠実で高潔な人柄と、これまでの行政経験と高い識見により、今後も町政の発展に寄与していただけるものと、確信をいたしますので、副町長に再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって同意第1号は同意することに決定しました。

平 逸郎君の退席を解きます。

休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平 逸郎君に申し上げます。

副町長の選任に同意されましたので、ご報告します。

平副町長ご挨拶をお願いします。平副町長。

○副町長（平 逸郎君） まずは挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、副町長として3期目の同意をいただきまして、その重責にひしひしと感じているところでございます。1期目は、ただひたすらに業務を追いかけ、そして、2期目は、職員の能力アップ及び法令遵守に重点を置くとともに、債権管理等の業務マニュアルを進めてまいりました。現在も大型事業を控えており、基盤であります財政状況は、他の市町村よりは良好ではございますが、それでも、財政健全化が1番の課題

というふうに思っております。

新たな気持ちで、初心を忘れることなく、住民の皆さまの幸せのために誠心誠意努めてまいります。議員の皆さま方におかれましても、今後とも、ご指導、ご協力のほどをお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

- 議長（米村 洋君） 平 逸郎副町長に、議会を代表いたしまして一言、お祝いを申し上げます。藤本行政を補佐していただき、氷川町民の幸せを追求する、福祉向上に全力を傾注していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

-----○-----

追加日程第2 同意第2号 氷川町監査委員の選任について

- 議長（米村 洋君） 追加日程第2、同意第2号、氷川町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで監査委員、島田博行君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

- 町長（藤本一臣君） 同意第2号について、ご説明申し上げます。

次のものを氷川町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町早尾232番地1、氏名 島田博行、生年月日 昭和22年5月15日生まれでございます。

同氏は、平成30年4月より現職にあり、誠実にその職務を遂行されております。元郵便局長としての豊富な職歴と、地域のさまざまな役職の経験により、多方面からの視点で監査をいただき、的確なご指摘とご示唆をいただき、町政運営の貢献は顕著であります。

温厚誠実で高潔な人格であり、今後も、監査委員としての職責を果たしていただけるものと確信をいたしますので、再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

- 議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって同意第2号は同意することに決定しました。

島田博行君の退席を解きます。

島田監査委員、ご挨拶をお願いします。島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） ただいま、氷川町監査委員の再任につきまして、議会の同意を得ましたので、一言ご挨拶申し上げます。

平成30年4月1日に、氷川町監査委員を拝命いたしまして、議選の監査委員のご受援を受けながら、監査業務に努めてまいりました。本日、再任の同意を得まして、身が引き締まる思いでございます。

今後は、議選の上田健一監査委員とともに、監査委員の理念であります、公正かつ、不偏の態度をもちまして、本日、可決されました予算の適正な執行について、また、各種監査、審査、検査、業務等に精いっぱい務めを果たしていきたいことを決意申し上げます。簡単でありますけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。



日程第27 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



日程第28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第28、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

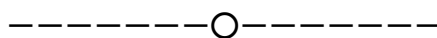
総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



日程第29 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第29、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し

出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申し出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして可決並びに同意をいただき、誠にありがとうございます。また、タブレットを使用した議案審査もスムーズに行われたというふうに聞き及んでおりまして、今後もさらなる活用を推進していただきたいというふうに考えております。

採決の中で賛否の討論がございました下水道料金の値上げにつきまして、大変厳しい経済状況の中での使用料の改定ということで、これは私も苦渋の選択であります。ただ、今後のですね、下水道会計の健全な運営、あるいは後世に禍根を残さない、そういった判断を、現在させていただいたところでありまして、これからはですね、10月に向けまして、住民の皆さん方にしっかりと説明をしていきたいというふうに思いますし、議員の皆さま方も、ぜひ、それぞれにですね、この必要性というものをですね、町民の皆さん方にもおつなぎをいただきたいというふうにご願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第3回目のワクチン接種につきましては、集団接種、それと個別接種、併用型で進めております。先週末現在で、接種者数が5,092名、

接種率にいたしますと、44.08パーセントの進捗率でございます。対象が12歳以上ということでございまして、40パーセントということでございますが、18歳以上ということになりますと、50パーセントを超える接種率ということでございます。また、5歳から11歳までの接種も、本日から、八代北部地域医療センターで開始をいたしております。既に100名程度の予約が入っているというふうにこちらも聞き及んでいるところであります。

私も先週11日に、3回目の接種をモデルナ製ワクチンで行いました。ファイザー製ワクチンとの交互接種を体験いたしましたが、腕の痛みのみで、体調に異常はなく終えたところでありまして、今後、交互接種を予定されておられます皆さん方も安心して接種を受けていただきたいというふうに思います。今後も、ワクチンの配分に準じて、適時適切に接種を実施してまいりたいというふうに考えております。

あと2週間余りで新年度を迎えますが、来年度、新規採用職員のお1人の方は、障がい者枠での採用でありまして、車椅子生活の方であります。事務処理等に、その対応に、ご不便をかけることもあるかもしれませんけれども、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。このことは、氷川町として、誰1人取り残さない社会を実現に向けた第一歩であるというふうに考えておりまして、私たちもしっかりサポートをしていきたいというふうに思っているところであります。どうぞ、今後とも、温かく見守っていただきたいというふうにご願いを申し上げます。

本定例会でいただきました貴重なご意見、ご提案に配慮しつつ、施政方針で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組むとともに、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の敢行と、住民生活を第1に考える、持続可能な基礎自治体としての堅実な行政運営を職員とともに取り組んでまいりますので、議員各位にもさらなるご理解とご支援をよろしくご願いを申し上げます。

なお、気候不順の折から、どうぞご自愛の上、今後ともご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和4年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----
閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月13日 氷川町議会議長 米村 洋

令和4年6月13日 氷川町議会議員 上田 俊孝

令和4年6月13日 氷川町議会議員 三浦 賢治